

# 神清寺橋架け替え工事が完成

## 車道も歩道も広く便利に

笠松町羽衣町と岐阜市を結ぶ神清寺橋の架け替え工事が完成し、3月29日に多くの関係者が出席して開通式が行われました。

この事業は、境川の川幅を広げる河川改修により架け替えが必要になったものです。

新しい神清寺橋は、全長62m、車道2車線と歩道が設けられ、工期は平成18年から2年間で、岐阜県と岐阜市と笠松町で工事費を負担し、総額は約2億9千万円でした。

式典は、広江笠松町長をはじめ関係者のあいさつ

があり、その後テープカットされ、地元自治会・町内会の関係者の渡り初めをして完成を祝いました。



新しくなった神清寺橋

### 木造住宅耐震診断を無料化

## 木造住宅の耐震制度

町では地震に備えるため、事前に申し込みを行うだけで「岐阜県木造住宅耐震相談士」を派遣し、無料で耐震診断が受けられるようになりました。これにより、従来の制度で問題になっていた、相談士との契約や補助金交付申請手続きのわずらわしさがなくなりました。

#### 【申込要件】

- ・ 受診する木造住宅の所有者であること
- ・ 昭和56年5月31日以前に建設された住宅であること

- ・ 一戸建ての住宅であること
- ・ 在来軸組構法、伝統的構法または枠組壁工法によるものであること

【診断内容】県に登録された岐阜県木造住宅耐震相談士が訪問し、耐震診断を行います。後日、診断計算結果の説明と補強のためのアドバイス(概算の補強工事費など)をします。

#### 【申込窓口】建設課

※また、昭和56年6月1日以降に建設された木造住宅の耐震診断と昭和56年5月31日以前に建設された木造住宅の耐震補強についても費用の一部を助成する制度があります。詳しくは建設課にお尋ねください。

## 土地・家屋に変更があるときは届け出を

固定資産税の納税通知書が4月に発送されていますが、課税明細書はご覧になりましたか？

今年度から課税明細書と納税通知書が一体となり、納付書で納付の方は納税通知書の次ページ(口座振替で納付の方は納税通知書の下)に、課税内容が記載してあります。

課税明細書と現況が異なっている場合や使用している状況に変更があったときには、次のとおり届出してください。

### ◆届出が必要なときとその届出書などの名称

土地や家屋の状況に変更があった場合で、具体的には次のようなときです。

こんなとき	届出を必要がある人	家屋の所有者
(1) 家屋を新築又は増築した場合 (申告にあたっては家屋の評価を実施します)	家屋の所有者	新築住宅に関する固定資産税の減額申請書 未登記家屋取得届出書
	土地の所有者	住宅用地認定申告書
(2) 家屋を建て替えるとき	家屋の所有者	家屋取壊届出書
	土地の所有者	住宅建替中の土地に係る申告書
(3) 家屋の全部または一部を取り壊したとき	家屋の所有者	家屋取壊届出書
	土地の所有者	
(4) 家屋の用途を変更した場合 (例 店舗を住宅に変更など)	土地の所有者	住宅用地認定申告書
(6) 家屋が災害などの事由により滅失又は 損壊したとき	家屋の所有者	家屋取壊届出書(固定資産税減免申請書)
	土地の所有者	被災住宅用地の特例適用申告書